

第 2 3 号議案

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、幼稚園教育職員の職に副園長を設置すること等に伴い、所要の改正を行うため提出します。

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第3条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。